

適任審査の実施について

国立大学法人和歌山大学学長選考・監察会議適任審査管理委員会は、このたびの学長候補者の選考に際し、学内における適任審査を実施します。

役員（監事を除く。以下同じ。）及び教職員（国立大学法人和歌山大学組織規則第6条に規定する教員、職員及び附属学校教員をいう。以下同じ。）におかれては、以下の内容に留意のうえ投票を行ってください。

【適任審査について】

適任審査は、選挙ではなく学長候補者に適任であるかどうかを審査するものになります。お2人とも学長としての資質を有し適任であると判断される場合はお2人に○を付けることになります。

記

適任審査の実施（本学役員及び教職員による投票）

1. 適任審査（本投票）

- （1）日 時 令和8年10月2日（金）午前10時～午後1時
- （2）場 所 ・南1号館〔本部共通棟〕3階共通会議室
・教育学部附属小学校会議室
・教育学部附属特別支援学校会議室

2. 適任審査投票（不在者投票）

- （1）日 時 令和8年9月28日（月）～10月1日（木）
午後0時～午後1時
- （2）場 所 南1号館〔本部共通棟〕3階共通会議室
※不在者投票の投票場所は、1カ所ですのでご注意願います。
- （3）不在者投票の要件 本投票日において外国出張等やむを得ない事情により投票できない者

以 上

令和8年9月9日

国立大学法人和歌山大学学長選考・監察会議
適任審査管理委員会